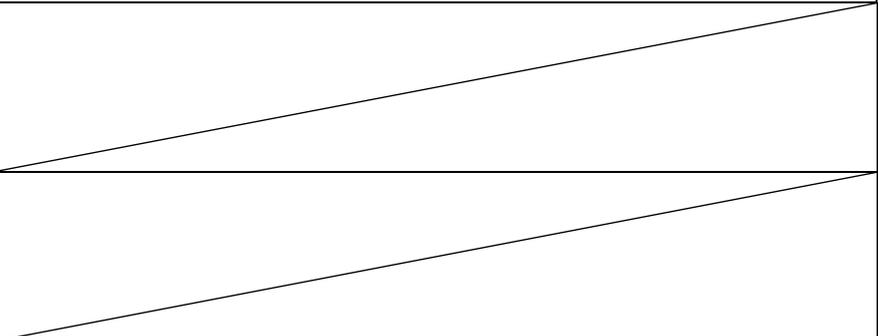


岩手医科大学地区地区計画

名 称		岩手医科大学地区地区計画	
位 置		矢巾町医大通一丁目及び二丁目並びに大字西徳田第2地割の各一部	
面 積		約 39.8ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR 東北本線矢幅駅から東に 1.2 km、また、国道 4 号から西に 0.7 km のところに位置しており両者を結ぶ県道に隣接している。</p> <p>当地区において、岩手医科大学及び岩手県等による施設を設置するにあたり、地区計画を策定することにより適切な施設を誘導し高度医療・地域医療・学術研究の拠点として良好な医療・教育環境を確保するとともに、無秩序な開発の防止と周辺の自然環境と調和のとれた施設整備を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用に関する方針	<p>1 本地区は、岩手医科大学施設及び岩手医科大学と連携した岩手県等の施設整備区域であり、岩手医科大学及び岩手県等による医療・福祉・教育関連施設及び当該施設利用者の利便に資する目的で設置する施設を整備する区域として土地利用を誘導する。</p> <p>2 医療・福祉・教育機能と周辺風致との調和を図るため、緑地空間を確保し、樹木等の植栽を配置し潤いとゆとりを持たすよう整備を図る。</p>	
	地区施設の整備の方針	<p>緑地は、周辺風致との調和がとれるよう保全を図る。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>建築物等の用途、形態、意匠について制限を定め、医療・福祉・教育施設としての良好な環境を形成するとともに、周辺の環境と調和した施設の整備を図る。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	
		公園及び緑地	

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築をしてはならない。</p> <p>1 医療・福祉・教育関連施設</p> <p>2 主として、前項に掲げる施設の利用者の利便に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の5の2第1号から第4号に規定するもの、同施行令第130条の5の3第2号に規定する店舗及び第3号に規定するもの(特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例(平成19年岩手県条例第75号)の対象となるものを除く。)</p> <p>(2) ホテル又は旅館(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する営業許可を受け、同法第2条第2項又は第3項に規定するホテル営業又は旅館営業を行うもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定するものを除く。))に限る。)</p> <p>3 事務所(第1項に掲げる施設を良好に管理等するために必要な業務の用に供するものに限る。)</p> <p>4 保育所その他これに類するもの(第1項に掲げる施設職員の監護する児童を保育するものに限る。)</p> <p>5 公共交通(タクシーを含む。)の運行の用に供するもの</p> <p>6 前各項に掲げる建築物に附属するもの</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし、歩行者の通行を阻害しない上空歩廊はこの限りでない。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物及び工作物の形態及び意匠は、医療・福祉・教育機能と周辺風致に調和した落ち着いたものとする。</p> <p>屋外広告物の形態及び意匠は、周囲の景観との調和に配慮したものとする。</p>
備考		

「地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」